

(法務委員会)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれ減額する。
- 三、以上の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。